

平成 22 年 2 月 1 日

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
( F I N M A C ) の業務開始にあたって

特定非営利活動法人  
証券・金融商品あっせん相談センター  
理事長 日野正晴



特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター ( F I N M A C ) は、金融商品取引に関する紛争について、公正・中立で実効的な解決を図るための専門紛争解決機関として、日本証券業協会など 5 つの金融商品取引業協会の連携・協力の下に昨年 8 月に設立されたものです。

本センターは、本年 2 月 1 日より、紛争解決機関としての業務を開始いたしました。

「貯蓄から投資へ」の流れの中、金融取引の拡大、金融商品の煩雑化、高度化等により、金融分野における苦情・紛争も近年増加傾向にあります。こうした中で、金融分野においても、ADR、すなわち、裁判によらない紛争解決の仕組みの一層の充実が強く求められ、特に、公正性、中立性、専門性を兼ね備えた横断的かつ包括的な紛争解決機関の誕生が待望されておりました。

また、いわゆる各種投資ファンドの募集の取扱いなど、第二種金融商品取引業につきましては、専門的な紛争解決機関が存在しないという問題が指摘されており、こうした ADR のすき間を埋めることも課題となっておりました。

これらの要請にこたえるため、本センターは、本日より、日本証券業協会、

社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会及び社団法人日本商品投資販売業協会の会員が行う金融商品取引に関する紛争の解決を一手に引き受けるとともに、第二種金融商品取引業に関する紛争についても、あらかじめ事業者から利用登録を受けることにより、その解決のためのサービスを提供してまいります。

本センターが提供する紛争解決サービスは、金融商品取引法に基づく紛争解決サービスであると同時に、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく法務大臣の認証を得た紛争解決サービスでもあります。

このような本センターの取組は、業態横断的な紛争解決機関の整備及び認証を通じた公正性、中立性、専門性の一層の向上という意味におきまして、本年4月から施行され、本年10月から行為規制が適用される改正金融商品取引法による新たな金融ADR制度の趣旨をいわば先取りするものであるといっても過言ではありません。

紛争解決サービスの提供に当たりましては、簡便で迅速な解決、専門家の知識・経験を活かしたきめ細やかで実情に即した解決、当事者のプライバシーに十分配慮した解決などのADRの特長を生かしてまいります。また、フリーダイヤルによる相談の受付、全国50か所でのあっせんの実施など、日本証券業協会などにおける実績を継承し、利用者の利便性にも配慮してまいります。さらには、利用者のより一層の信頼感・納得感を得られるよう、相談員やあっせん委員に対する研修等を充実させるとともに、紛争解決制度の周知広報にも努め、5つの金融商品取引業協会と適切な連携を図っていくなど、一層の機能向上をめざしてまいります。

そして、新たな金融ADR制度に対しましても、本センターに課せられた役割を十分意識しながら、鋭意検討を行ってまいります。

金融商品取引のトラブルで悩んでおられる利用者の皆様には、どうかお気軽に本センターにご相談していただきたいと、心から念願しております。

以 上